

北本市子どもの権利に関する行動計画(令和6年度～令和11年度)

1-3 市職員・教職員に対する周知

市役所職員や学校の教職員に対して、条例の内容を正しく理解してもらうため、子どもの権利に関するテーマを加えた研修を実施します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
職員研修の充実	市職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。	総務課 子育て支援課
教職員研修の充実	教職員研修の内容に子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に研修を実施します。	学校教育課



具体性がない

- (1) 行動計画策定の意義について(市長)
- (2) 目標を設定しなかった理由について
- (3) 体罰及び不適切指導の防止に向けた取組について
- (4) 研修の充実について
- (5) 特別な配慮が必要な子どもとその保護者への支援について

3-2 いじめや体罰等の防止に向けた取組

学校等の関係機関と連携し、いじめや体罰等の防止と早期発見・対応に向けた取組を推進します。

主な具体的事業・取組	概要	担当課
生徒指導対応業務	「北本市いじめ防止対策推進条例」及び「北本市いじめ防止基本方針」に基づき、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見、いじめ発生時の適切な初期対応を図るとともに、いじめ重大事態が発生した際には、北本市いじめ問題調査委員会を設置し、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議します。	学校教育課
人権教育授業の充実【再掲】	児童・生徒に対する人権教育の授業において、子どもの権利に関するテーマを加え、計画的に児童・生徒の人権感覚の育成に努めます。	学校教育課
青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業	青少年指導委員が市内8地域の巡回指導を行います。また、連絡調整会議を行い、巡回指導の際に聞き取った内容や防犯上留意すべき場所、各コミュニティの状況、中学生の生徒指導上の課題などの情報交換及び情報共有を行います。	生涯学習課
自殺防止対策の推進	精神保健に関する市民向け講座や精神科医によるこころの相談、保健師による随時相談、自殺予防街頭キャンペーン、ホームページで行えるメンタルヘルスチェック、暮らしとこころの総合相談会、関係者向け自殺予防対応研修を行います。	健康づくり課



体罰等(不適切指導)への対策がない

4 募集方法

令和6年4月26日起案、5月9日市長決裁

- (1) 募集方法：公募
- (2) 理由

当該施設は、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設であり、指定管理者制度導入以前は北本市学童保育室連絡協議会に委託し、当該施設を管理していた。指定管理者制度導入の際は、前述の連絡協議会がNPO法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブとなり、放課後児童健全育成事業の受託実績^{がい}あることから、非公募とし、当該法人に随意指定とし、それ以後は実績を踏まえて2期にわたり非公募としてきた。

しかしながら、学童保育室の管理、運営及び放課後児童健全育成事業を実施できる事業者が多数存在することや、指定管理者の選定の公平性、さらに、「多様化するニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの(総務省通知)」とする指定管理者制度の目的を鑑み、今回、北本市指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドラインに基づき、公募とする。

議会での議論は一切考慮されていない?

北本市学童保育室設置及び管理条例

(指定管理者の指定)

第7条 **市長は**、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから**指定管理者の候補者を選定し**、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1)～(4) 略

北本市の公の施設に係る指定管理者制度導入等にあたっての基本方針

(2) 指定管理候補者選定委員会の設置・運営

ア 指定管理候補者選定委員会を要綱で設置する。

イ 委員会は、指定管理者の指定に関し応募者が提出する事業計画等に基づき、条例等で定める選定基準に照らして総合的に審査を行う。

ウ **委員会は**、施設設置の目的を最も効果的かつ安定的に達成できると認められる者を**指定管理候補者として選定する**。

なお、指定管理申請者が1者であっても審査しなければならない。

北本市指定管理候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 北本市が所有する公の施設の指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定を公平かつ適正に実施するため、北本市指定管理候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) **指定管理候補者の選定に関すること。**
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 副市長
- (3) 市職員

指定管理者選定委員会委員 R5.7.1～3年間

(職員5人)

副市長、福祉部長、教育部長、総務部長、政策推進部長

(その他5人) ←知識経験者と言えるのか?

自治会連合会役員(福祉、生活インフラ)

元教育委員(福祉、教育)

税理士(財務)

元北本市職員(行政、福祉、教育、生活インフラ)

商工会会員(経営、労務)

放課後児童健全育成事業に関する知識経験者は誰?

シニアの外出・移動のニーズに関するアンケート調査
北本市社会福祉協議会

現在、生活の上で外出や移動に困っていますか？

3～5年後に不安 45.4%

7～10年後に不安 19.1%

どのような外出・移動に困っていますか？

買い物 55.5%

通院 60.7%

地域活動 24.8%

北本市地域公共交通会議設置要綱
(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

川越観光自動車

2024年9月24日(火)から**減便**

①衛生研究所線

平日**7**本→平日**0**本、土休日**1**本

②桶川工業団地線

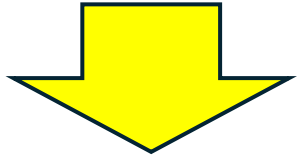
平日**15**本・土休日**9**本→平日**4**本、土休日**0**本

③メディカルセンター線

平日**60**本・土休日**43**本→平日**54**本・土休日**43**本

運賃改定や運行区域の拡大がなければ会議は開かれないのか？

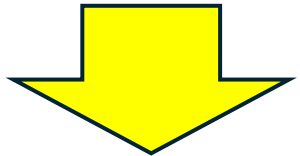
幹部・管理職



厳しい指導

パワハラ

中間管理職



厳しい指導

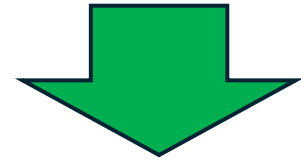
パワハラ

若手職員



新たな指導法

『求める人材像』
足りない部分を補う
(個人の総合力)



良いところを伸ばす
能力や適性に合わせて
仕事をやってもらう
(組織の総合力)

令和5年第2回定例会における桜井卓の一般質問に対する答弁（要旨）

<p>保育所で医療的ケア児を受け入れるに当たってどのような検討がされているのか</p>	<p>訪問看護ステーションの活用や近隣自治体と協力した体制づくりも視野に入れ、庁内連携推進会議等で保育希望のある家族の早期の把握に努め、対応を検討する。医療的ケア児を保育所で受け入れるために必要な事務手続について、<u>ガイドライン</u>を定め、対応できるように進める。</p>
<p>学校で医療的ケア児を受け入れるに当たってどのような検討がされているのか</p>	<p>令和6年度に学齢期を迎える子がいることを把握している。医ケア児の入学に当たっては、看護職員の配置が必要になる。近隣市町では、看護師を雇用したり、訪問看護ステーションと契約して対応している。本市では、近隣市町の対応を参考に、実態に合った対応を検討している。また、看護師のみでは対応できない場合を想定し、訪問看護ステーションの情報を集めている。 <u>医療的ケアに係るガイドラインの策定</u>については、医療的ケア児が安心して就学し、学校も安心して受け入れるために<u>必要なものであると認識</u>をしている。教育委員会としても、総括的な管理体制の整備を含めた本市の実態に合った対応について検討している。国が実施している学校における医療的ケア実施体制充実事業について、本市における今後の支援体制の構築に向け、<u>先進事例を参考にしながら、効果的な活用等について検討</u>する。</p>
<p>医療的ケア児の個別避難計画の作成と避難訓練の実施について</p>	<p>優先度の高い方から、地域の実情に応じて概ね5年程度で作成に取り組むことが求められており、早期の作成が必要。令和4年度に1ケースの個別避難計画を作成している。個別避難計画の実効性の向上につなげるため、避難訓練の実施についても検討する。 医療的ケア児の個別避難計画は、早期に計画の作成に着手することが重要であると考えている。今後、同意を得ることができた方から、関係機関と連携し、計画の作成に取り組む。</p>
<p>どのような形で個々の医療的ケア児とその家族のニーズを把握し、連絡調整を行っているのか</p>	<p>令和4年度に『医療的ケア児の支援のための庁内連携推進会議』を設置し、医療的ケア児の支援に関わる関係課の連携体制を構築し、医療的ケア児の状況及びニーズの把握や情報共有等を行った。また、障害福祉サービスを利用している医療的ケア児については、相談支援事業所等の関係機関等と連携し、御家族などのニーズを聞き取った上で最適なサービスを提供している。</p>